

「安心」その

1

家族の負担が重い認知症に関わる「要介護1*」から補償の対象になります

要介護1:

食事、排泄は単独で可能だが、家事などの日常動作が要支援状態より低下している。



軽度から中程度の介護状態では公的介護をはじめ、周囲のサポート体制も不十分な場合がありますが、NTTグループ団体親介護費用補償保険なら、「要介護1*」から補償の対象になります。

*要介護1の場合は、その認定時の「認知症高齢者の生活自立度判定基準」の判定で、医師からIIa以上の診断を受けている場合にかぎります。

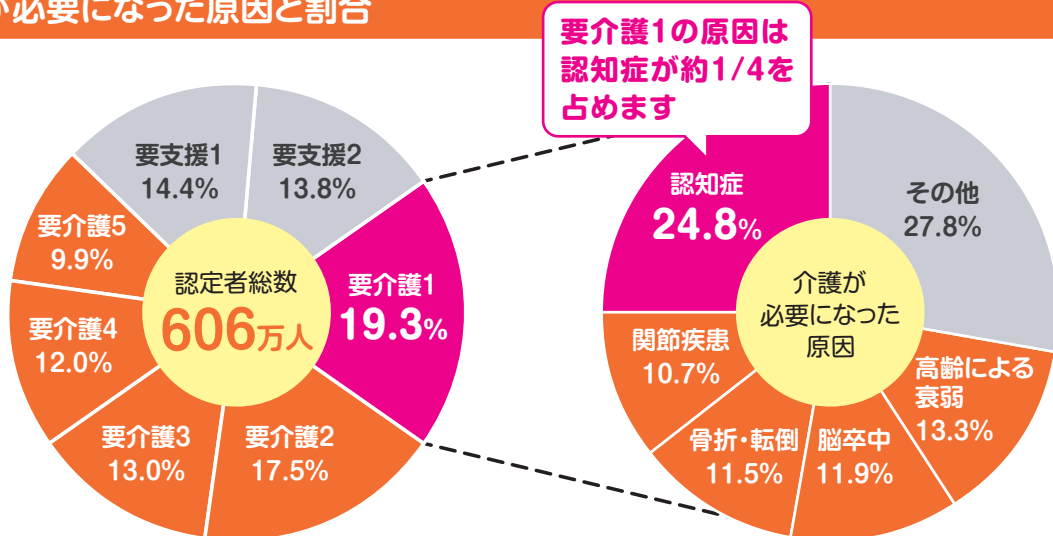
認知症生活自立度判定基準

認知症生活自立度は厚生労働省の定めるもので、要介護の判定を行う際に主治医が作成する主治医意見書において、記載必須項目とされています。

ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる
IIa	家庭外でも上記IIの状態が見られる
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ介護を必要とする
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を要する

要介護1であっても補償対象とする条件

介護が必要になった原因と割合



2017年版高齢者社会白書(内閣府)

認知症症状の一例



介護する側の肉体的、精神的な負担が大きい認知症もしっかりサポート!